福祉タイムズ

2016
4
No.773
編集・発行　社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

特集（2～4面）

県社協活動推進計画＆平成28年度事業計画・予算

▶今月の表紙

みんなで幸せになろうね

児童養護施設の子どもたちと一緒に作った絵本『てをつなごう』を持って、書店で読み聞かせをする「えほんdeみらい」の高原和樹さんと永井みさえさん。「みんなで幸せになろうね」。絵本に込めた願いを伝えている。

【詳しくは12面へ】

〈撮影・菊地信夫〉

住民参加と様々な主体の協働による誰もが安心して生活できる地域づくりの推進

特集

県社協活動推進計画＆平成28年度事業計画・予算

暮らしの安心を支える基盤が大きく揺らぎ、福祉・生活問題が多様化、複雑化、深刻化する中、様々な福祉制度・施策において福祉課題を抱えた一人ひとりへの支援の充実とともに「支え合いの地域づくり」が共通の課題となっています。誰もが安心して生活できる地域づくりの推進に向け、本会では平成28年度から31年度までの新しい活動推進計画を策定しました。平成28年度事業計画・予算と併せて紹介します。

地域福祉の推進に向けて新たな活動推進計画を策定

少子高齢化の進行などの社会の構造的な変化や、厳しい経済雇用情勢、所得格差の拡大、家庭や地域社会の支え合いの機能の低下等により、貧困の連鎖や生きづらさを抱えた人々の孤立などが深刻化しています。

また、福祉・介護人材の確保、子育て支援や障害のある人の地域生活移行・定着支援の充実など、福祉サービスの供給体制の整備・充実も喫緊の課題となっています。

こうした背景を受けて、生活困窮者自立支援法や子ども・子育て支援の新制度、地域包括ケアの推進、さらに社会福祉法人制度改革や福祉・介護人材確保の促進に向けた新たな動きが進んでいます。

本会では、福祉・生活課題の現状や制度・施策の動向を踏まえながら、様々な関係機関・団体の参加と協働により地域福祉の推進を図るとともに、取り組みから見えてくる課題を社会に広く発信、提案するため、平成28年度から31年度までの目標と具体の事業展開を示した新しい活動推進計画を策定しました（全文は本会ホームページに掲載）。

本計画のもと、平成28年度より、地域福祉の推進に向けたさらなる取り組みを進めてまいります。

神奈川県社会福祉協議会 活動推進計画（平成28年度～平成31年度）

◆基本理念

住民参加と様々な主体の協働による誰もが安心して生活できる地域づくりの推進

◆基本目標

Ⅰ　多様な主体の参加による支え合いの地域づくりの推進

様々な主体の参加のもと、日常生活圏域・市町村域・広域に応じた地域福祉活動の展開を図ります。また、市町村域を基盤とする権利擁護の体制づくりや生活困窮者、低所得世帯等の自立支援など、自立した生活を地域で支えるための取り組みを支援します。

Ⅱ　安心して生活できるための福祉サービスの充実

一人ひとりが安心して生活できるよう、社会福祉法人・施設等と協働し、社会福祉事業の更なる発展に取り組むとともに、制度の狭間の課題等への対応を進めます。また、福祉サービスの質の向上に向け、福祉サービスの評価や苦情解決の取り組みを進めます。

Ⅲ　福祉サービスの質の向上に向けた人材の確保・定着・育成の取り組みの強化

増大する福祉ニーズに対応し、質の高い福祉サービスが提供されるよう、無料職業紹介事業をはじめ、社会福祉事業等の人材確保を図るための各種事業に取り組みます。また、施設・事業所や従事者の研修ニーズに基づいた研修事業の充実を図ります。

Ⅳ　県社協組織・活動基盤の整備

様々な機関・団体が参加する県域の地域福祉推進組織として、課題の共有化と解決に向けた情報発信や提言活動等に取り組みます。また、事業を着実に推進するための県社協組織・活動基盤の整備に取り組みます。

◆重点課題（本計画期間内に様々な関係者とともに重点的に取り組みを進める課題）

1　**生活困窮や制度の狭間の課題を地域で支え合うための新たな協働の推進**
2　**社会福祉事業等の担い手づくりの推進**
3　**社会福祉の推進に向けた拠点**（神奈川県社会福祉センター（仮称））**の整備**

◆計画事業体系

（基本目標）	（推進項目）	（計画事業）
基本目標Ⅰ 多様な主体の参加による支え合いの地域づくりの推進	Ⅰ－1 多様な主体による地域福祉活動の推進	Ⅰ-1-(1)　ボランティア・市民活動の支援
		Ⅰ-1-(2)　民生委員児童委員活動との協働
		Ⅰ-1-(3)　市町村社会福祉協議会との協働
	Ⅰ－2 自立した生活を地域で支える取り組みの支援	Ⅰ-2-(1)　権利擁護の体制づくりの推進
		Ⅰ-2-(2)　生活困窮者等を地域で支える取り組みの推進
		Ⅰ-2-(3)　生活福祉資金貸付事業を通じた自立生活の支援
基本目標Ⅱ 安心して生活できるための福祉サービスの充実	Ⅱ－1 社会福祉事業の発展に向けた法人・施設の活動の支援	Ⅱ-1-(1)　社会福祉法人・施設等の専門性を活かした活動の支援
		Ⅱ-1-(2)　福祉サービスの評価活動の推進
		Ⅱ-1-(3)　福祉サービスの苦情解決の推進【Ⅱ-2-(1)再掲】
	Ⅱ－2 権利擁護と生活支援の取り組みの推進	Ⅱ-2-(1)　福祉サービスの苦情解決の推進
		Ⅱ-2-(2)　権利擁護の体制づくりの推進【Ⅰ-2-(1)再掲】
		Ⅱ-2-(3)　生活困窮者等を地域で支える取り組みの推進【Ⅰ-2-(2)再掲】
		Ⅱ-2-(4)　生活福祉資金貸付事業を通じた自立生活の支援【Ⅰ-2-(3)再掲】
基本目標Ⅲ 福祉サービスの質の向上に向けた人材の確保・定着・育成の取り組みの強化	Ⅲ－1 福祉・介護人材の確保に向けた取り組みの強化	Ⅲ-1-(1)　福祉人材センター機能の強化
		Ⅲ-1-(2)　福祉・介護の仕事の理解促進に向けた取り組みの充実
	Ⅲ－2 福祉・介護事業従事者等の育成・定着の取り組みの充実	Ⅲ-2-(1)　福祉人材育成研修の充実
		Ⅲ-2-(2)　資格取得支援に向けた取り組みの実施
		Ⅲ-2-(3)　福祉・介護事業者等の人材養成の取り組みの支援
基本目標Ⅳ 県社協組織・活動基盤の整備	Ⅳ—1 共通課題の解決に向けた情報発信機能の発揮	Ⅳ-1-(1)　福祉関連団体等との協働の促進
		Ⅳ-1-(2)　課題共有・情報発信機能の発揮
	Ⅳ－2 県社協組織・活動基盤の整備	Ⅳ-2-(1)　組織・活動基盤の整備
		Ⅳ-2-(2)　神奈川県社会福祉センター(仮称）の整備

平成28年度事業計画

1 多様な主体による地域福祉活動の推進

◇市町村社協ボランティアセンターや関係機関・団体等と連携を進め、災害時にも活きる日頃からのつながりの強化を図ります。また、セルフヘルプ活動への理解の輪が拡がるよう支援に取り組みます。

◇民生委員児童委員が活動しやすい環境づくりへの取り組みを推進するとともに、情報や課題の共有に向けた取り組みを充実します。

◇住民主体の支え合い活動の促進に向け、地域診断のモデル実践を通して、地域の課題を地域で解決する担い手・活動づくりにつなげるとともに、その成果や実践手法を県全域に広く普及します。

地域診断で、地域づくり・人づくりを進めます！

地域のニーズを原点に、その解決に必要な活動や取り組みを、地域に暮らすみんなで考え、創っていく“地域診断”。その過程は「地域支え合いの力」を高める源泉となります。県内２地域で実施し、成果の共有を図ります。

2 自立した生活を地域で支える取り組みの支援

◇身近な地域における権利擁護体制づくりや日常生活自立支援事業並びに成年後見制度の利用促進に向けて、市町村社協やＮＰＯ団体等との連携や研修支援等を行います。

◇生活困窮者自立相談支援事業では、かながわライフサポート事業と協働で研修機会の拡充や協力法人・企業等との連携による様々な就労機会の創出に取り組みます。

◇子どもの育ちや若者の自立支援に取り組む機関・団体のつながりづくりや地域の中の居場所づくり活動への支援、社会的関心を高めるための情報発信等を行います。

◇生活困窮者自立支援制度との連携を図りつつ、生活福祉資金等の効果的な運用を図ります。また、事例検討会等により相談支援のスキル向上に取り組みます。

3 社会福祉事業の発展に向けた法人・施設活動の支援

◇経営者部会では、社会福祉法人が地域ごとに連携しながら福祉・介護人材の確保に取り組んでいけるよう仕組みづくりを進めます。

◇各施設種別協議会では、関東ブロック大会や各種研修会・セミナー等の開催を通して、施設の専門機能の発揮やサービスの質の向上に向けた取り組みを進めます。

◇福祉施設等で自己評価・利用者意向調査・福祉サービス第三者評価等が効果的に活用されるよう、説明会等での周知に取り組みます。

4 権利擁護と生活支援の取り組みの推進

◇福祉サービスの質の向上と適切な利用に向け、苦情相談に対応するとともに、事業者段階での苦情解決の取り組みを支援します。

「苦情解決体制整備状況調査」を実施します！

かながわ福祉サービス運営適正化委員会では、利用者の権利擁護やサービスの質の向上に向けて、事業者の苦情解決体制整備への支援を進める上で現状や課題等を把握するための調査を行います（５年毎に実施）。事業者の皆様にはご協力をお願いします。

5 福祉・介護人材の確保に向けた取り組みの強化

◇職住近接の傾向が強い求人・求職の特徴を踏まえ、福祉・介護の仕事の理解を深める啓発事業とも連携させながら、就職相談会等の地域展開事業を拡充します。

◇「かながわ保育士・保育所支援センター」を通じた潜在保育士等への就職支援、「介護福祉士人材バンク」事業の運営など有資格者の再就労支援等に取り組みます。

6 福祉・介護事業従事者等の育成研修の充実

◇全社協推奨「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」を基幹とし階層別研修の充実を図ります。また、福祉現場の研修ニーズに応じた職務別・課題別研修を行います。

◇介護支援専門員の新たな研修カリキュラムへの対応を進めるとともに、相談援助のスキルアップ等について自主研修事業として実施します。

福祉・介護人材の資質向上へ新規研修を開始します！

福祉研修センターでは、従事者の研修ニーズを踏まえ、新たに全国共通「キャリアパス対応生涯研修課程・管理職員コース」等を開始します。

本紙５月号付録にて、現任研修の年間計画をお知らせします。ご活用ください。

7 共通課題の解決に向けた情報発信機能の発揮

◇第２種・第３種正会員連絡会では、会員相互の活動上の課題の共有化を進めるとともに、公開研修会などを通じて多様な機関・団体との協働を進めます。

◇県内で展開されている様々な地域福祉実践の情報をタイムリーに発信するとともに、分野を横断する共通課題の解決に向け、政策提言活動に取り組みます。

8 県社協組織・活動基盤の整備

◇活動推進計画の着実な実施に向け、会員の加入促進や財源確保に取り組むとともに、新たな県域拠点の整備を進めます。

（企画調整・情報提供担当）

総合資金収支予算書（収入総額）

（単位：千円）

会計及び事業区分、拠点区分	当初予算額	前年度予算額	増　減
総合計（法人全体）	13,800,198	14,659,579	△859,381
1　一般会計	7,334,290	7,658,839	△324,549
（1）社会福祉事業区分	7,008,854	7,324,648	△315,794
社会福祉事業拠点区分	7,008,854	7,324,648	△315,794
（2）公益事業区分	294,637	303,265	△8,628
公益事業拠点区分	294,637	303,265	△8,628
（3）収益事業区分	30,799	30,926	△127
収益事業拠点区分	30,799	30,926	△127
2　生活福祉資金会計	6,465,908	7,000,740	△534,832
生活福祉資金特別会計	6,047,596	6,582,291	△534,695
県単生活福祉資金特別会計	2,776	3,571	△795
生活福祉資金貸付事務費特別会計	260,520	257,996	2,524
要保護世帯向け不動産担保型生活資金特別会計	125,015	125,002	13
臨時特例つなぎ資金特別会計	30,001	31,880	△1,879

※総合計及び一般会計、社会福祉事業区分、社会福祉事業拠点区分の計上額は内部取引高を含む総額表示

［参考］一般会計の収入・支出内訳

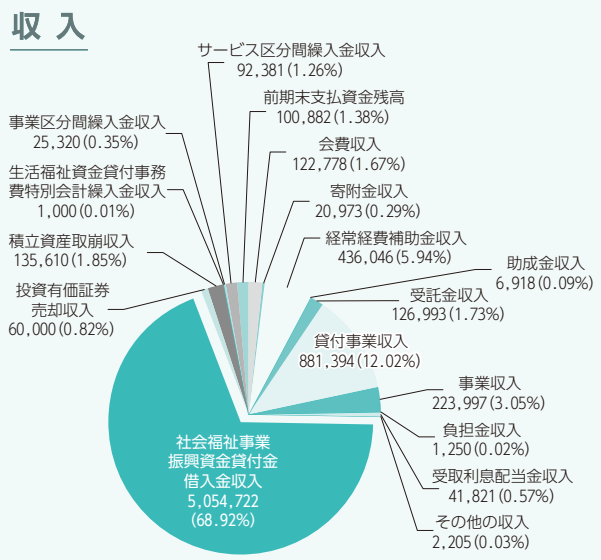

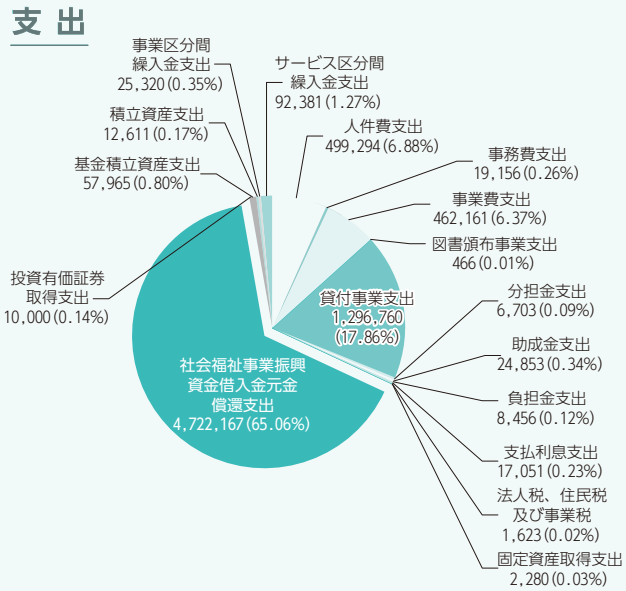

※平成28年度事業計画・予算書は本会ホームページ（http://www.knsyk.jp/）に掲載しています。

本会事務局組織の一部変更並びに新常務理事紹介・人事異動（平成28年４月１日付）

■平成28年度より、総務企画部に「福祉拠点整備担当」を新設します。

【連絡先】総務企画部　福祉拠点整備担当　〒221-0844　横浜市神奈川区沢渡４－２　神奈川県社会福祉会館２階
☎045-311-1422　FAX045-312-6302　Mail soumu＠knsyk.jp

■新常務理事紹介

石黒敬史が常務理事に就任しました。

[redacted]

こんにちは！ 民生委員児童委員です

日頃の思いや考えなど、生の声を伝えます

現在の民生委員制度へと続く済世顧問制度が大正６（1917）年に岡山県で創設され、平成29（2017）年で100周年という大きな節目を迎えます。百年という長い年月は流れましたが、地域や制度の狭間で孤立している住民の身近な相談役として活動している民生委員児童委員（以下、民生委員）の基本的な役割は今も変わりません。

たとえば、日常的に見守りが必要な高齢者の情報を把握すれば、昼食会のちらしを渡す際にその方に変わりはないかと声をかけたり、子育てサロン活動のスタッフとして関わりながら、その親子の表情がいつもと違わないかと気にかけたりします。このように、民生委員は地域の人々の暮らしに寄り添い、住民の立場に立って活動しています。

神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市民生委員児童委員協議会を構成員とする本会民生委員児童委員部会では、この100周年を大きな機会ととらえ、「民生委員の声」を広く発信することにしました。

地域福祉推進に関わる関係機関・団体の皆さんが、具体的な民生委員像を描くきっかけとなり、民生委員にとっても、改めて自身の役割を再確認する機会になればと企画しました。民生委員活動を通し、何を感じ、考え、学び、地域の課題をどのようにとらえ、関係機関・団体につなげたか等、「民生委員活動から見えた、わたしの地域」という視点を織り交ぜながら、５月号から寄稿いただきます。ご期待ください。

平成29年で民生委員制度が100周年を迎えます！

神奈川県内では、11,442名の民生委員児童委員が活躍しています。（平成27年12月１日現在）

民生委員制度創設100周年シンボルマーク

いつも心に留めている民生委員児童委員信条

民生委員の基本的態度や活動目標を簡潔に示したものが次の「民生委員児童委員信条」です。この信条のもとは、昭和26年に制定されました。その後、表現や文言について今日的な言い回しに改められ、現在の信条となっています。

民生委員の基本的な姿勢は制定当初と変わりません。「隣人愛をもって」活動する姿勢は、昔も今も変わらず、これからの民生委員にも脈々と受け継がれていきます。

一、わたくしたちは、隣人愛をもって、社会福祉の増進に努めます。
一、わたくしたちは、常に地域社会の実情を把握することを努めます。
一、わたくしたちは、誠意をもって、あらゆる生活上の相談に応じ自立の援助に努めます。
一、わたくしたちは、すべての人々と協力し、明朗で健全な地域社会づくりに努めます。
一、わたくしたちは、常に公正を旨とし、人格と識見の向上に努めます。

（生活支援担当）

高齢者や身体の不自由な方の為の【緊急通報サービス】を当社では格安で提供しております。
関心のある方や希望される方はお気軽にお問い合わせ下さい。
京浜警備保障株式会社
代表取締役社長　岡本誠一郎
本　社　〒221-0056　横浜市神奈川区金港町5番地10 金港ビル4F内
☎(045)461-0101 代表　FAX(045)441-1527

一般社団法人
神奈川県福祉研究会
福祉施設経営相談室　税務・会計の専門相談員
理　事　伊藤 正孝（☎045 - 412 - 2110）
同　辻村 祥造（☎045 - 311 - 5162）
同　西迫 一郎（☎046 - 221 - 1328）
同　林 雄一郎（☎0466 - 26 - 3351）
代表理事　八木 時雄（☎042 - 773 - 9266）

あなたの情報発信のおてつだい
デザイン・印刷・ホームページ制作
きかんし印刷
株式会社　神奈川機関紙印刷所
〒238－0004　横浜市金沢区福浦 2－ 1－12
営業部　TEL045(785)1700㈹　FAX045(784)8902
制作部　TEL045(785)1768　FAX045(780)1598
http://www.kki.co.jp/

改正社会福祉法が公布
～社会福祉法人制度の改革等

福祉サービスに株式会社やNPOなど多様な主体の参入が進み、社会福祉法人の在り方が問われる中、公益性と非営利性の徹底と説明責任の遂行、地域社会への貢献を主とする社会福祉法人制度改革を盛り込んだ改正社会福祉法が第189国会で成立しました。

社会福祉法人制度改革の概要

制度改革の概要は大別すると運営の透明性の向上と財務規律の強化と、改正法で「無料または低額な料金による福祉サービス（地域公益活動）の提供を社会福祉法人の責務とする」と明記された、地域における公益的な取り組みの責務化が挙げられます【表を参照】。

社会福祉法人は昭和26年の制度創設以来、今日まで福祉サービス供給確保の中心的な主体として、その時々の社会環境に伴う福祉ニーズに応え、利用者の権利擁護や生活の質の向上に取り組んできました。今回の改正により、社会福祉法人の固有性が明確化され、地域に根差した取り組みが更に広がることが期待されます。

（企画調整・情報提供担当）

社会福祉法人制度の改革

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化 □ 理事・理事長に対する牽制機能の発揮 □ 財務会計に係るチェック体制の整備	○ 議決機関としての評議員会を必置　※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議 （注）小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。 ○ 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備 ○ 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備 ○ 一定規模以上の法人への会計監査人の導入　等
2. 事業運営の透明性の向上 □ 財務諸表の公表等について法律上明記	○ 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大 ○ 財務諸表、現況報告書（役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。）、役員報酬基準の公表に係る規定の整備　等
3. 財務規律の強化 **① 適正かつ公正な支出管理の確保** **② いわゆる内部留保の明確化** **③ 社会福祉事業等への計画的な再投資**	① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等 ② 純資産から事業継続に必要な財産（※）の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）を明確化 ※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金 ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ（①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討）　等
4. 地域における公益的な取組を実施する責務 □ 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める	○ 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定　※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等
5. 行政の関与の在り方 □ 所轄庁による指導監督の機能強化 □ 国・都道府県・市の連携を推進	○ 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ ○ 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備 ○ 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備　等

厚労省「社会・援護局関係主管課長会議資料（平成28年３月３日）」より引用

障害者差別解消法が施行
～互いを認め合い、共に生きる社会へ

障害のある人もない人も、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指し、障害のある人への「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮の提供」を求める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成28年4月1日に施行されました。

差別の禁止と合理的配慮

「不当な差別的取扱い」の禁止とは、行政機関、企業や店舗等の事業者が障害のある人に、正当な理由なく、障害を理由にサービスの提供を拒否したり、提供に際して場所や時間帯などを制限すること、障害のない人にはつけない条件をつけるなどの差別をすることを禁止するものです。具体例としては障害を理由として学校の受験や入学を拒否したり、介助者同伴でないと入店させない等の事項が挙げられます。

「合理的配慮の提供」とは障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために対応（例：コミュニケーション補助のための機器や介助用品の利用）を必要としているとの意思が伝えられた時に、過重な負担にならない範囲で対応する（事業者においては対応に努める）ことを求めるものです。

法の対象は広く、皆が関わるもの

この法律でいう障害者とは障害者手帳を持っている人に限りません。心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象とされています。また、事業者とは、会社やお店など同じサービスなどを繰り返し継続する意思を持って行う人たちで、ボランティアグループ等も含むとされています。障害のある人の差別の解消は社会で暮らす全ての人が関わり、取り組むものです。

差別や偏見の背景の一つに理解不足があります。障害のある人の意思や意向を丁寧に確認すること、日常の中にあるバリアの解消に必要なことを地域で皆が一緒に考え、一人ひとりが行動することが求められます。（企画調整・情報提供担当）

福祉のうごき

2016年1月26日～2月25日

Movement of welfare

●EPA　外国人介護福祉士　訪問系サービスを追加の方向

厚労省は２月26日、経済連携協定（EPA）による外国人介護福祉士の活躍を促進するための具体的方策について、「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」に示した。介護福祉士の資格を取得した外国人が就く介護事業に訪問系サービスを追加することが柱。

●厚労省調査　特養の10％が看取りの予定なし

厚労省の「2015年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査」で、特別養護老人ホームの76％が看取り期に入った利用者を看取っている一方で、10％は今後も看取りを行う予定はないことが分かった。調査は利用者の医療ニーズに適したサービスを検討するため、介護保険施設等を対象に行われ、特養は798施設が回答した。

●厚労省　児相の体制強化へ

厚労省は３月16日、社会保障審議会児童部会に児童福祉法等の改正案を示した。児童福祉司に国の基準を満たした研修受講の義務化、児相に保健師等の専門職や児童福祉司のスーパーバイザーの配置等を盛り込んだ。「児童相談所体制強化プラン」（仮称）を策定する予定。

●横須賀市　退院後の在宅療養支援に向けた仕組みづくりへ

横須賀市は、退院後に在宅療養生活へスムーズに移行できるよう、平成28年度に病院側と在宅療養支援関係者らによるワーキング・グループを立ち上げる。退院前カンファレンス等の仕組みづくりを進める。

横浜弁護士会が「神奈川県弁護士会」に変わります

横浜弁護士会は平成28年４月１日から「神奈川県弁護士会」へ名称を変更しました。

神奈川県弁護士会は、明治13（1880）年６月27日、横浜代言人組合として発足し、弁護士法の施行により、明治26（1893）年５月１日に横浜弁護士会となり、123年の時を経て、この度、神奈川県弁護士会となりました。

引き続き、県民の皆様が利用しやすい法律相談をはじめ、法的サービスを提供してまいりますので、法律問題でお悩みの方は、ぜひ神奈川県弁護士会をご利用くださいますようお願い申し上げます。

法律相談、法教育、人権擁護活動といった当会の活動についてはホームページをご参照ください。

（神奈川県弁護士会）

神奈川県弁護士会で行っている無料電話法律相談

高齢者、障がい者、子どもの人権に関する相談

■みまもりダイヤル（高齢者・障がい者向け）

虐待、財産管理、成年後見、債務、消費者被害、相続、遺言に関する法律相談です。

☎045－211－7720

■遺言・相続お悩みダイヤル

遺言、相続に関する法律相談です。

☎045－211－7719

■子どもお悩みダイヤル

学校問題（いじめ、不登校）、児童虐待、非行問題、犯罪被害等、子どもの人権に関する法律相談です。

☎045－211－7703

受付時間（平日）
９：30～12：00、
13：00～16：30

神奈川県弁護士会
Kanagawa Bar Association
https://www.kanaben.or.jp/

－社会福祉施設の設計監理－
株式会社 安江設計研究所
東京都港区高輪２-19-17-808
Tel 03（3449）1771㈹／Fax 03（3449）1772
E-Mail yasue@yasue-sekkei.co.jp
URL http://www.yasue-sekkei.co.jp/
新築・増築・改修の他、耐震診断・建物定期報告・アスベスト調査等お気軽にご相談ください

●印刷の事ならおまかせください
ちらし・パンフレット・冊子・名刺・その他
お気軽にご相談ください！
株式会社 あんざい
横浜市港南区下永谷３-24-29
TEL ０４５－８２２－８４９７
FAX ０４５－８２４－１３０３
mail：anzai@p-anzai.jp

私のおすすめ

◎このコーナーでは、子育てや障害、認知症･介護当事者の目線から、普段の暮らしに役立つ「おすすめ」なものを紹介します。

親子で潮干狩りに出かけよう！

春になり､身を大きく成長させたアサリが旬を迎えています｡気温も上昇し､潮干狩りのお出かけにぴったりの季節です。

そこで今回は､県内で潮干狩りができる横須賀の走水海岸と川崎の東扇島東公園かわさきの浜を紹介します｡潮干狩りは子どもも大人も一緒に楽しめるうえ､採ったアサリを味わうこともでき､そのおいしさは格別です。

❖５月中旬くらいまでがベストシーズン

横須賀市にある走水海岸のアサリは、近くの水源地から流れ込んだ良質の湧き水によって育つので、味がよいと評判です。潮干狩り場は４月上旬から８月下旬まで開放され、ゴールデンウィークくらいまでがいちばんよく採れます。そばには岩場があり、魚やカニなども見つけられるので、子どもたちは磯遊びもできて大喜びです。

親子での潮干狩り。自分で採ったアサリの味は格別

川崎市にある東扇島東公園かわさきの浜にも、天然のアサリが自生しています。潮干狩り場は一年中開放され、３月中旬から５月中旬くらいまでがもっともおいしいアサリが採れる時期です。公園内にはバーベキュー広場があり、潮干狩りとともにゆっくりと過ごすのもおすすめ。バーベキューは予約制なので事前に申し込んでおきましょう。

❖おいしく食べるには しっかり砂抜きすること

アサリはていねいに砂抜きしてから調理しないと、食感や風味を損ないます。持ち帰るときにクーラーボックスやペットボトルなどに海水と一緒に入れ、２時間から４時間置くと砂抜きができます。

すぐに食べきれない場合は、砂抜きした後に海水をきって袋に入れ、冷凍すれば日持ちします。冷凍したアサリを味噌汁などに調理するときは、解凍したり水から煮たりすると口を開かないことが多いので、沸騰した湯にそのまま入れましょう。

潮干狩りに適した日は、各ホームページにカレンダーが載っているので、確認してからお出かけください。濡れてもいいように子どもの着替えも忘れずに。

今月は

⇨ **NPO法人　ままとんきっず**

がお伝えします！

今年で子育て支援活動24年。お母さんたちが主体となって、親子が集うサロン、グループ保育、各種講座、産後サポート、子育て支援センターなどを運営。情報誌・単行本の発行物は40冊を超え、一部は海外でも翻訳出版。2015年末、高齢者の共同生活型住宅に隣接する新事務所に移転。子育て世代とシニア世代が交流できるコミュニティーづくりで地域の活性化を目指し、活動の場を広げている。

〈連絡先〉川崎市多摩区布田24-26
（JR南武線中野島駅から徒歩７分）
☎044-945-8662　FAX 044-944-3009
URL http://www.mamaton.jpn.org/

インフォメーション

※潮干狩りでは幅15㎝以上の熊手などの貝採り用具の使用、殻の長さ２㎝以下のアサリの採取は禁止です。

■走水海岸

料金　中学生以上２kgまで1200円、小学生１kgまで600円、幼児無料。熊手レンタル１日100円

アクセス　京急線馬堀海岸駅から京急バス「観音崎行き」で「伊勢町停留所」で下車、徒歩２分

問い合わせ　あさり部会　☎090-2911-5419

URL http://members2.jcom.home.ne.jp/motoiya/siohigari.html

■東扇島東公園かわさきの浜

料金　無料。アサリの採取は１人１日２kgまで

アクセス　JR川崎駅から市営バス「東扇島循環」で「東扇島東公園前停留所」で下車、徒歩３分

問い合わせ　東扇島東公園管理事務所　☎044-288-5523

URL http://www.city.kawasaki.jp/580/page/0000001282.html

福祉最前線
—現場レポート—

◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当事者・職能団体等の方々から日ごろの取り組みをご寄稿いただきます。

地域のお茶の間研究所さろんどて

代表　早川仁美

地域のお茶の間研究所さろんどては、平成24年より、茅ヶ崎市新栄町の空き家を借りて、どなたでもいらしていただける、地域のお茶の間「さいとうさんち」を運営している団体です。昨年11月から子ども食堂の運営も始めました。

〈連絡先〉☎080-5536-8096　Mail saitosanchi822@yahoo.co.jp
Facebookページ　https://www.facebook.com/Saitousanchi/

どなたでもいらしていただける地域のお茶の間

介護保険を利用していないおひとり暮らしや、日中独居の高齢者の方の居場所が少ないと、介護保険事業や給食サービスの事業を通して感じていました。そこで、当時、おひとり暮らしだった齋藤さんが、施設に入所されるのをきっかけに、齋藤さんのご厚意でお宅をお借りし、どなたでもいらしていただける、地域のお茶の間「さいとうさんち」を平成24年８月にオープンしました。

参加費は300円。お飲み物のほかに、カレーライスとサラダ、デザートのお食事も用意しています。オープンしてみると、高齢者の方だけでなく、赤ちゃんを連れた親子の利用もあり、高齢者だけでなく親子の居場所の必要性を感じました。「さいとうさんち」では、高齢者と赤ちゃんを連れた若いママたちとの世代を超えた交流が自然と生まれ、赤ちゃんは高齢者の元気の元になり、ママたちは高齢者の方が赤ちゃんを可愛がってくれることで、ほっと息抜きができる優しい空間となっています。

古い日本家屋で狭い空間ですが、その雰囲気と食事が心を和ませてくれます。そのせいか、何度か足を運んでくれるうちに、悩んでいることや心配していること、今まで話せなかったことなどを話していかれます。私たちスタッフは、それを受け止められるように傾聴ボランティア講座を受講し、安心してお話が聴ける体制を整えました。そして、お聞きした内容は、必要に応じて関係機関や制度につなぎ、関係機関との連携を計っています。

また、活動をしている中で、子ども・若者の課題がクローズアップされ、その課題解決のために、夕方から開く、ほんそん子ども食堂「いただきます」を平成27年11月に、地域の教会をお借りしてオープンしました。子ども食堂は、毎回、多くの親子と大学生、地域のボランティアでにぎわっています。

少子高齢化が進む今、このような、地域の人たちで支えあう仕組みづくりが求められています。地域にはさまざまな方がいて、いろんな経験や専門性をもっています。わざわざ行政などの相談窓口まで行かないまでも、その経験や専門性は、どなたかの役に立っていきます。それをつないでいけるのが、居場所だと思います。高齢者や親子連れが気軽に歩いて行ける範囲に、たくさんの居場所ができる事を願ってこれからも活動をしていきます。

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

平成28年度

ボランティア活動保険

全国200万人加入!!

補償金額（保険金額）

保険金の種類 ＼ プラン		Aプラン	Bプラン
ケガの補償	死亡保険金	1,200万円	1,800万円
	後遺障害保険金	1,200万円（限度額）	1,800万円（限度額）
	入院保険金日額	6,500円	10,000円
	手術保険金　入院中の手術	65,000円	100,000円
	手術保険金　外来の手術	32,500円	50,000円
	通院保険金日額	4,000円	6,000円
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の各補償金額（保険金額）に同じ	
	葬祭費用保険金（特定感染症）	300万円（限度額）	
賠償責任の補償	賠償責任保険金（対人・対物共通）	5億円（限度額）	

年間保険料（１名あたり）

タイプ ＼ プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ	300円	450円
天災タイプ（※）（基本タイプ+地震・噴火・津波）	430円	650円

http://www.fukushihoken.co.jp
ふくしの保険　検索

（※）天災タイプでは、天災（地震、噴火または津波）に起因する被保険者自身のケガを補償しますが（天災危険担保特約条項）、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険金をお支払いする主な例

ボランティア行事用保険（傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険）
送迎サービス補償（傷害保険）
福祉サービス総合補償（傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険（オプション））

●お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ●

団体契約者　社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事保険会社〉損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第三課
TEL：03（3593）6824
受付時間：平日の9:00～17:00（土日・祝日、12/31～1/3を除きます。）

取扱代理店　株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL：03（3581）4667　FAX：03（3581）4763
営業時間：平日の 9:30～17:30（12/29～1/3を除きます。）

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

生きづらさを抱える人たちの自主的な活動を支える

～セルフヘルプ・グループ支援

セルフヘルプ・グループとは、共通の悩みや問題を抱える人やその家族が、当事者自らの力を発揮して、その生きづらさに向き合い、専門職や支援者とも関わりながら、自主的・主体的に活動するグループです。同じ生きづらさを抱える人同士だからこそ想いを分かち合うことのできる大切な場として、さまざまな場所で実にたくさんのグループが活動しています。

本会かながわボランティアセンターでは、平成14年度にセルフヘルプ活動の支援拠点を設置し、平成15年度より、相談・情報提供機能など、広域のボランティアセンターとしての機能を明確にし、かながわ県民センターの利便性を生かしながら、セルフヘルプ・グループ活動の促進に向けて本格的な取り組みを始めました。具体には、グループがピアサポートに利用できる相談室やメールボックス、ロッカー等の提供、セルフヘルプ・グループに関連するセミナーの開催や個別相談、グループに関する情報収集と情報提供を行っています。

平成28年4月現在、相談室利用は38グループ、ロッカー・メールボックス利用は11グループの計49グループが本会に登録しています。【左表参照】

現在、登録しているグループへの参加に関することや、セルフヘルプ・グループとしてすでに活動している方、これからグループを立ち上げたい方からのご相談もお受けしておりますので、お気軽にご連絡ください。

（地域福祉推進担当）

◆かながわボランティアセンター登録グループ（公表グループのみ記載しています）

・セルフヘルプ相談室を利用しているグループ

	グループ名	概　　要
1	被害者支援自助グループ「ピア・神奈川」	犯罪や事故などで突然命を奪われた被害者支援
2	（N）あではで神奈川	発達障害を持つ子の親と成人本人の会
3	火曜ナラノンファミリーグループ	身近な人などの薬物依存症の影響を受けている人の集まり
4	ACoA横浜	アルコール依存など機能不全家庭で育った影響からの回復をめざす
5	（公社）日本オストミー協会神奈川支部	ストーマ（人工肛門・人工膀胱）保有者とその家族と関係者の会
6	横浜断酒新生会	アルコール依存症者とその家族の自助グループ
7	横浜げんき会	精神障がい者をもつ兄弟姉妹の会
8	MKK（精神保健を考える会）	心病む人の家族の会
9	脳損傷による遷延性意識障がい者と家族の会　わかば	遷延性意識障がい者の家族会
10	ペンタスの会	皮膚筋炎・多発性筋炎とそれに類する疾患患者会
11	あけぼの神奈川	乳がん患者の会
12	（N）よこはま言友会	吃音者のグループ
13	あんじゅ	自死で子どもを喪った親の自助・他助グループ
14	SCA横浜グループ	性的強迫症からの回復を目指す自助グループ
15	Bipolar－Quest神奈川県双極性障害の会	双極性障害当事者の会
16	虹のかけはし	自死で家族を喪った本人の集い
17	やすらぎ	介護を必要とする親を支える家族の会
18	FT／MX	FTM、FTX及び性別に何らかの違和感を感じる女性のためのグループ
19	AAビッグブック横浜グループ	アルコール依存症からの回復を目指す自助グループ
20	ACAかながわ	機能不全家庭で育った成人の共同体
21	（N）アレルギーを考える母の会	ぜん息・アトピー性皮膚炎・鼻炎・結膜炎・食物アレルギー・花粉症などアレルギー性疾患本人・家族の会
22	生活の発見会　横浜夜間懇談会	森田療法についての勉強と神経症の回復のための話し合い。
23	SAよこはまグループ	性依存症者本人の自助グループ
24	（公社）認知症の人と家族の会神奈川県支部	認知症の人と家族が互いに励まし合い、助け合おうとするグループ
25	ピアサポートよこはま	がん体験者によるがん患者、家族への相談支援
26	ギャマノンみなと横浜グループ	ギャンブル依存症者の家族・友人のための自助グループ
27	ACoA横浜土曜	アダルトチルドレンの回復を目指す本人のためのグループ
28	そよ風の向こうに～	自死遺族の語らいの会
29	神奈川県重症心身障害児（者）を守る会	重症心身障害児・者及びそのご家族の支援
30	HSPネットワーク	ささいな事で動揺してしまう人たち本人のグループ
31	フルリール	発達障害（アスペルガー症候群、ADHD等、未診断含む）のパートナーを持つ人たちのグループ
32	レインボーグループ	薬物依存を抱えるゲイ・バイ・レズ・トランスジェンダーの当事者会
33	（N）SpesNova	がん患者支援のサポートグループ
34	愛着障害の会　いっぽ♪いっぽ♪	愛着障害当事者会

・ロッカー・メールボックスを利用しているグループ

	グループ名	概　　要
1	（N）CRIATIVOS－HIV・STD関連支援センター	在日ラテンアメリカ人への健康福祉支援活動
2	CS和の会～化学物質過敏症の仲間たち	化学物質過敏症発症者本人の会
3	全国筋無力症友の会神奈川県支部	重症筋無力症の患者・家族の会
4	KHJ神奈川　虹の会	神奈川県を中心に引きこもりの子どもを持つ親の会
5	神奈川県失語症友の会連絡協議会	失語症者本人の会
6	神奈川県網膜色素変性症協会（JRPS神奈川）	網膜色素変性症の患者会です。患者・家族、研究者、支援者で構成。
7	OCD-Kanagawa	強迫症の当事者と家族の集まり

本会ホームページでは、本会登録セルフヘルプ・グループの活動日等の情報や、セミナー情報などを紹介しています。

当事者以外の参加を歓迎している活動もあります。

ぜひセルフヘルプ・グループにご参加ください！

神奈川県社協　セルフヘルプ　検索

役員会の動き

◇**理事会**＝３月14日(月)①正会員の入会申込②苦情解決事業第三者委員の選任③事務局の組織及び職制等に関する規程の一部を改正する規程(案)④職員給与規程の一部を改正する規程(案)⑤県社協活動推進計画(案)⑥福祉の県域拠点としての神奈川県社会福祉センター(仮称)の整備方針(案)⑦平成28年度事業計画並びに収支予算書(案)⑧理事候補者の推薦

◇**評議員会**＝３月25日(金)①県社協活動推進計画(案)②平成28年度事業計画並びに収支予算書(案)③福祉の県域拠点としての神奈川県社会福祉センター(仮称)の整備方針(案)④理事の選任

新会員紹介

【経営者部会】(福)つくし会、(福)幸友会、(福)愛成会、(福)高津百春会、(福)仁正会

【施設部会】キッズビレッジつくし保育園、新鶴見にこにこ保育園、小倉にこにこ保育園、川崎こども心理ケアセンターかなで、特別養護老人ホームちくぶ坂下ホーム、横浜市滝頭地域ケアプラザ、特別養護老人ホーム愛成苑、メリーポピンズ ラスカ茅ヶ崎ルーム、特別養護老人ホームおだかの郷

【第三種正会員】(公財)かながわ健康財団

NHK-FM放送のご案内

NHK-FM(横浜81.9MHz／小田原83.5MHz)「お昼前のお知らせ」で本会事業を紹介します。ぜひご視聴ください。

日時：①５月10日(火)
②５月31日(火)
午前11時50分～55分
内容：①民生委員児童委員活動について
②福祉サービス第三者評価活動について

【問合先】
企画調整・情報提供担当
☎ 045-311-1423
FAX 045-312-6302

福祉人材センターからのご案内

◇**「介護福祉士人材バンク」への届出事業がはじまります**

介護福祉士の資格があり、現在就労していない方にかながわ福祉人材センターへお名前や連絡先などを届けていただき、今後福祉・介護の仕事の就労支援に関する情報提供等を行う「介護福祉士人材バンク」事業を開始しました。

◇**届出方法**＝「かながわ福祉人材センターホームページ」から登録フォームに必要事項を入力※かながわ福祉人材センター窓口にて所定用紙による届出もできます。

◇**届出先・問合先**＝かながわ福祉人材センター
☎045-312-4816
URL http://www.kfjc.jp/

福祉人材センターのホームページが新しくなりました。届出事業のほか、求人求職者へ向けた情報提供を行います。

寄附金品ありがとうございました

【ともしび基金】葛の湯、脇隆志、(福)恩賜財団済生会平塚病院、県情報公開課

【子ども福祉基金】荒谷昭子

【交通遺児援護基金】横浜ビルシステム(株)、(一社)神奈川県自動車会議所

(合計3,236,050円)

【寄附物品】神奈川県定年問題研究会、新田小学校２年生、松田武、伊原順子、東京海上日動火災保険(株)神奈川支店平塚支社、(株)ツルハホールディングス・クラシエホールディングス(株)

【ライフサポート事業】
〈寄附金〉(一社)生命保険協会
〈寄附物品〉ウェルシア薬局㈱、神奈川県医療福祉協同組合

(いずれも順不同、敬称略)

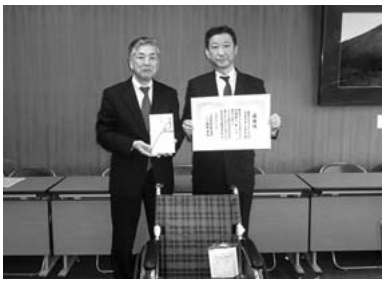

県内の介護老人保健施設へ車いすを寄贈いただき、㈱ツルハ関東店舗運営本部　三浦和之副本部長(右)に感謝状を贈呈

(一社)生命保険協会より、ライフサポート事業にご寄附いただき、平木正一事務局長(右)へ感謝状を贈呈

福祉サービス利用者意向調査キットをご活用ください

本会では、事業所サービスへの満足度をはかる利用者アンケート調査を実施しています。

利用者の率直な声が得られ、職員の意識改革やモチベーションアップにつながると好評をいただいています。

詳しくはHPを参照ください。
http://knsyk.jp/s/soudan/madoguchi_houjin_kit.html

「平成27年度萬谷児童福祉基金入学支度金交付事業」選考決定

県内の児童養護施設等に在籍または里親に養育されている児童を対象に、４年生大学・短期大学・専門学校へ入学する際の支度金を支給しています。助成委員会による選考の結果は次の通りです。

◇**申請者数　12人**
(児童養護施設９人、里親２人、福祉型障害児入所施設１人)

◇**交付者数　９人**
(児童養護施設７人、里親２人)

◇**交付額**　270万円(各30万円)

【問合先】地域福祉推進担当
☎045-312-4813　FAX 045-312-6307
Mail tiiki@knsyk.jp

子どもたちに明るい希望と未来を伝えたい

えほんdeみらい

「きみも　もしかしたらひとりぼっちで　よわむしかもしれないけど　みらいには　たのしいことも　たいせつなひとも　まっているかもしれない」（原文ママ）。

絵本製作ユニット「えほんdeみらい」が製作した『てをつなごう』は、主人公のたぬきの「たろ」ときつねの「きっつ」が出会いを通して、未来は明るいこと、一人ではないことに気づいていく物語。

作者の高原和樹さんと永井みさえさんは、社会人になって始めた児童養護施設での学習ボランティアをきっかけに、子どもたちが将来に対する不安を抱えていることを知り、絵本を通してメッセージを伝えたいと思いました。

製作を進めていく内に、一方的に作るのではなく、「子どもたちが参加することで、心の成長につながるきっかけになってほしい」との施設職員からの助言を得て、主人公の名前を子どもたちに付けてもらうことにしました。本会児童福祉施設協議会を通じて募集したところ13の児童養護施設から名前の候補が上がり、その中から名前が選ばれました。

平成27年10月に発行し、施設がある地域の書店に置いてもらえるよう働きかけています。書店回りをする高原さんは「子どもたちが、自分たちも関わった絵本を、近くの書店で見つけて、自信につながってくれたら」と語ります。

また、「周囲が児童養護施設のことや子どもたちの日常の様子を知らないことで、子どもたちの普段の姿があまりにも知られていないことに改めて驚きました」と永井さん。絵本を広める中で、親元で暮らすことができない子どもたちの現状が知られていないことに気づいたと言います。

「周囲に正しい理解が広がるように絵本を活用してほしい。絵本を持って読み聞かせの活動を行うほか、今後は子どもたちと物語を作ってみたい」とお二人は今後の抱負を語ってくださいました。

（企画調整・情報提供担当）

「えほんdeみらい」の高原和樹さん（右）、永井みさえさん（左）
普段、高原さんは製薬会社で働き、永井さんは絵本作家として活動している

取材の日は商業施設の書店で読み聞かせ会が行われた。終了後も会場に残った子どもたちと絵本を読む二人

絵本の表紙。たろ（左）ときっつ（右）の笑顔が並ぶ

◆えほんdeみらい
URL http://ehon-de-mirai.com/

◆次回読み聞かせイベントのご案内◆
『扇町BOOKふぇすてぃばる』
平成28年5月14日（土）11：00～17：00（参加無料事前申込不要）「海老名駅西口中心広場」「プロムナード（西側）」（海老名市扇町）詳細は↓にて随時発信されます。http://www.ebina-ougi-cho.jp

医療・福祉界の健全発展に資することが私たちの使命です。

医療・福祉業界の皆様が抱える様々な問題の解決に向けて、
経営コンサルティング・税務会計・会計監査などの専門サービスを
総合的に提供できる体制を整備しております。

- ◆福祉経営・医業経営コンサルティング
- ◆福祉施設・医療機関への人事コンサルティング
- ◆福祉施設・医療機関に特化した税務会計・代行
- ◆福祉施設の第三者評価事業　など

福祉施設の皆様が地域のニーズに応え、時代や政策に適切に対応できるようご支援します。ご気軽にご相談下さい。

川原経営グループ
（株）川原経営総合センター／税理士法人川原経営

ISO9001認証登録
（税理士法人川原経営）

東京都中央区銀座8－11－11TK銀座8丁目ビル
TEL（03）3572－3051　E-mail：info@kawahara-group.co.jp
URL：http://www.kawahara-group.co.jp/

「福祉タイムズ」は、赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています

【発行日】2016（平成28）年4月15日（毎月１回15日発行）　【編集発行人】新井隆
【発行所】社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会　【印刷所】株式会社神奈川機関紙印刷所
〒221-0844　横浜市神奈川区沢渡４番地の２　☎045-311-1423　FAX 045-312-6302　Mail kikaku@knsyk.jp

ご意見・ご感想をお待ちしています！
バックナンバーはHPから　神奈川県社協　検索